

事業所内研修を充実させ、サービスの質の向上とスタッフのレベルアップを図りませんか？

平成25年3月31日
までの期間限定

介護事業所様向け

「成長分野等人材育成支援事業奨励金」 を活用した教育研修のご案内

6ヶ月～1年の期間中に10時間以上の教育
OFF-JTを実施することで、訓練費用として
1人最大20万円まで奨励金が受けられます。

「成長分野等人材育成支援事業奨励金」 説明会開催 参加費無料

東かがわ会場	H24年12月10日(月)10時～11時
高松会場	H24年12月10日(月)14時～15時
観音寺会場	H24年12月13日(木)10時～11時
丸亀会場	H24年12月13日(木)14時～15時
小豆島会場	H24年12月14日(金)10時～11時
高松会場	H24年12月17日(月)14時～15時

Consulting
achieve



株式会社アチーブ・コンサルティング
社会保険労務士事務所アチーブ
〒760-0042 香川県高松市大工町5-1 松本ビル3F
TEL 087-813-1426 FAX 087-813-1427
HP <http://www.achieve-cg.jp>

費用をかけずに効果を上げる！人財育成

*** 助成金を活用した研修をサポートいたします ***

アチーブでは、煩雑な助成金申請手続きから研修に至るまで、トータル的なご支援をさせていただきます。お気軽にお問合せください。

費用をかけずに効果を上げる！人財育成
助成金を活用した研修をサポートいたします。

「成長分野人材育成支援奨励金」を利用して事業所内研修を充実させ、“安心・信頼・満足”を高めた介護サービスの質の向上を目指し、職員のスキルアップを図りませんか。

介護サービス向上研修		
研修科目	時間	内容
1 介護職員の接遇マナー	2	利用者さまやご家族の満足度を高め、安心・安全で、感動のある介護サービスを実現するために求められる接遇マナーについて実践的に学びます。
2 介護現場でのコミュニケーション	4 (2H×2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護現場でのコミュニケーションの重要性を学び、ワークをとおして「傾聴スキル」を身につけます。 ・場面にあわせた「声かけや応答」の内容やタイミングについて学び、利用者さま一人ひとりに合わせた声かけができるよう応用力を身につけます。 ・利用者さまの言葉の奥に潜む感情の理解を深め、相手を受け取りやすい「伝え方スキル」を身につけます。 ・クレームを未然に防ぐコミュニケーションスキルを身につけるとともに、クレーム対応の基本技法を学び、ご家族・利用者さまへの対応力を高めます。
3 介護チーム力を高める「報・連・相」	2	介護現場で求められるチーム力を高めるための「報告・連絡・相談」の3つのスキルについて実践的に学びます。
4 介護のための薬の知識 テキスト(1) 「介護のための薬の知識」 (財)介護労働安定センター 発行	2	介護を必要としている高齢者は、病気の治療や予防、慢性の痛みの軽減、日常生活動作の維持のために多くの薬を服用しています。多忙な介護の現場では、思い込みによる誤薬・服用忘れ等のヒューマン・エラーは誰でも起こす可能性をはらんでいるものです。これを防止するには、誤薬による危険性を再認識するとともに、誤薬を防ぐための方法を介護現場で取り入れていくことが重要です。本研修では、高齢者の薬を管理・服薬介助する介護現場の職員に欠かせない「薬の持つ重要性と危険性」の認識と薬に対する基本的な理解を深めます。
5 高齢者の看護の知識 テキスト(1) 「緊急時の介護～とっさの症例判断・対応マニュアル」 (財)介護労働安定センター 発行	2	介護を必要としている高齢者は、何らかの障害・疾患をもっているため、いつ予期せぬ事故が起こるか分かりません。また、ADLの低下により、転倒・転落・誤嚥等の事故が発生するリスクも決して少なくありません。そんな時、適切な判断、救急処置が求められます。本研修では、介護現場における利用者の安心・安全を保つために、介護現場で起こりやすい緊急時の対応法等を習得することを目指します。

「接遇」「コミュニケーション」「報連相」研修は、ロールプレイングやグループワークを組み入れ、研修効果を高めた参加型研修です。

「薬の知識」「高齢者の看護の知識」については、経験豊富な薬剤師及び看護師が実体験を踏まえ実践に役立つ内容をわかりやすくお伝え致します。

事業所に合わせ研修スケジュール（時間・回数）組むことができます。

例えば・・・合計 10 時間の OFF - JT を実施する場合

6 ヶ月の間で 1 日 2 時間の研修を計 5 回実施

6 ヶ月の間で 1 日 5 時間の研修を計 2 回実施 など

奨励金の対象となるのは OFF-JT（通常の業務を離れて行う職業訓練）1 コース 10 時間以上にかかった経費です。



対象者 1 人当たり 1 コース上限 20 万円
受講者 2 名以上で奨励金 30 万円

対象職員

期間の定めなく雇用される職員

受給資格認定申請時に雇入れ後 5 年以内、もしくは他の分野からの配置転換後 5 年以内である職員

実際に支給の対象となる経費

1. 事業所内研修

(1) 外部講師（社外の者に限る）の謝金・手当

（所得税控除前の金額。講師の旅費・車代・食費・宿泊費等は対象外）

(2) 施設・設備の借り上げ料

（教室、実習室、マイク、ビデオなど、訓練で使用する備品の借料で、支給対象コースのみ
に使用）

(3) 学科または実技の訓練を行う場合に必要な教科書（ 1 ）などの購入または作成費
（支給対象コースのみで使用するもの）

2. 事業所外研修

受講に際して必要となる入学料、受講料、教科書代など

独立行政法人雇用・能力開発機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料および都道府県から「認定訓練助成事業費補助金」を受けている認定訓練の受講料は支給対象外

成長分野等人材育成支援奨励金申請時の主たる要件

- 成長分野である健康、環境分野及び関連するものづくり分野であること
(介護事業者ならOK)
- 一定の要件を満たした研修計画を作成していること
- 申請をする際には、職業能力開発推進者を選任すること
- 過去に労働保険料を滞納していないこと
- 受給資格認定申請時から遡って6ヶ月以内に事業主都合による職員の解雇等をしていないこと
- 受給資格認定申請時から遡って3年以内に他の奨励金など不正受給していないこと
- 支給申請時から遡って3年以内に労働法関係法令の違反を行っていないこと

奨励金支給申請にあたっての注意事項

1コースにつき、対象者**1人が8割以上の出席**が必要となります。

例えば 10時間(2時間×5回)コースを3名の方が受講した場合

対象者	第1回 2時間	第2回 2時間	第3回 2時間	第4回 2時間	第5回 2時間	出席 合計時間	支給 対象
Aさん	出席	欠席	出席	欠席	出席	6時間	×
Bさん	出席	出席	出席	出席	欠席	8時間	
Cさん	出席	出席	出席	出席	出席	10時間	

受給資格認定申請書の提出日の前日から起算して6ヶ月前の日から支給申請の提出日までの間に、**事業所で雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等していない**ことが必要です。

受給までの流れ

